

業 務 仕 様 書

(適用の範囲及び仕様書の遵守)

第1条 本仕様書は「R6企総管 吉野川北岸工業用水道他 管路弁室等点検業務」（以下「本業務」という。）に適用するものとし、本仕様書の内容に疑義を生じた場合は、監督員に仕様の確認を行うものとする。
なお、本業務は設備を構成する各機器の点検、諸測定及び調整を行い、設備の機能を常に最良の状態に維持し、障害発生を未然に防止することを目的とするため、本仕様書に明記なき事項についても、設備の機能上当然必要となる業務は、これを実施するものとする。

(共通仕様書の適用)

第2条 本業務仕様書に記載なき事項については、徳島県県土整備部「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等共通仕様書（国土交通省港湾局編集）」に基づき実施しなければならない。
2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

(共通仕様書の変更・追加事項)

第3条 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

(徳島県HP)：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

(共通仕様書の読み替え)

第4条 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

(成績評定の選択制（試行）)

第5条 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領を適用する。
2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

(業務委託箇所)

第6条 業務委託箇所は、次のとおりとする。

- (1) 鳴門市大麻町津慈他
(導水管、鳴門配水本管、今切配水本管1・2期、今切第1・2・3配水支管、松茂配水支管)
- (2) 阿南市柳島町北別当
(送水管、配水本管、幸野配水支管、大渦配水支管、小勝配水支管、辰己配水支管)

(業務内容)

第7条 本業務は、吉野川北岸工業用水道及び阿南工業用水道における、各管路の管、弁類及び弁室の清掃、点検及び調査を実施し、状態の把握及び補修の要否判定を行うものである。

なお、本業務の内容については、次のとおりとする。

(1) 打合せ

業務着手時に、業務内容及びその他詳細について打合せを行う。

(2) 業務計画等

事前に点検及び調査の業務計画書を作成し、現地においては安全かつ迅速に業務を行う。

また、必要に応じて、関係機関との協議及び道路使用許可申請書等の各種手続きを行う。

(3) 現地点検及び調査業務

ア 吉野川北岸工業用水点検及び調査対象の管路

(ア) 導水管	φ 1,350	(7箇所)
(イ) 鳴門配水本管	φ 600～φ 900	(33箇所)
(ウ) 今切配水本管1・2期	φ 200、φ 700、φ 800	(14箇所)
(エ) 今切第1・2・3配水支管	φ 150～φ 800	(44箇所)
(オ) 松茂配水支管	φ 100～φ 600	(12箇所)

※各管径は全管路の管径を表しており、点検及び調査の対象外のものも含む。

イ 阿南工業用水点検及び調査対象の管路

(ア) 送水管	φ 1,000	(10箇所)
(イ) 配水本管	φ 1,000	(9箇所)
(ウ) 幸野配水支管	φ 600、φ 700	(37箇所)
(エ) 大瀉配水支管	φ 150、φ 400、φ 500	(14箇所)
(オ) 小勝配水支管	φ 600	(18箇所)
(カ) 辰己配水支管	φ 300～φ 800	(32箇所)

※各管径は全管路の管径を表しており、点検及び調査の対象外のものも含む。

ウ 点検及び調査対象の設備

(ア) マンホール

マンホールの受枠、マンホール蓋の損傷程度等の外観点検、清掃を行う。また、マンホール蓋のがたつき等の確認を行い、軽微なものについては補修を行う。

(イ) 空気弁及び弁室

腐食状況、塗装状態、弁室の損傷程度等の外観目視点検、調査及び清掃を行う。なお、空気弁カバーは取り外して状態の確認を行う。

(ウ) 蝶形弁・仕切弁及び弁室

腐食状況、塗装状態、弁室の損傷程度等の外観目視点検、調査及び清掃を行う。

エ 共通事項

(ア) 点検及び調査に当たっては、別紙「弁室調査(点検)記録表」により行うこと。

(イ) 指定箇所の弁室の水替え、清掃を、必要に応じて行うこと。

(ウ) 空気弁カバー用ボルト・ナットは腐食が著しいものを交換する。交換に必要な材料については、支給する。

(エ) マンホール開閉用具等の特殊機材及び水替え時に必要な水中ポンプ類、発動発電機は貸与する。なお、燃料油脂類については、受注者負担とする。

(オ) 弁室内は必要に応じ換気、酸素濃度測定を行うこと。送風機類、酸素濃度計は貸与する。

(カ) 貸与品の使用中に損傷等があった場合は、受注者負担により修理もしくは新品に交換すること。

(キ) 業務期間内における貸与品の取り扱い(返却等)は監督員の指示によるものとする。

(諸法令の遵守)

第8条 受注者は、本業務の履行にあたり、次の各号に掲げる関係法令及び業務に関する諸法令を遵守するものとし、その運営及び適用は、受注者の負担と責任において行うものとする。

(1) 労働安全衛生法

(2) 電気設備技術基準

(3) その他関係法令等

(規格)

第9条 本業務の点検、測定にあたっては、次の各号に掲げる規格を適用するものとする。ただし、監督員が特に認めた場合は、この限りではない。

- (1) 日本産業規格 (J I S)
- (2) 電気学会電気規格調査会標準規格 (J E C)
- (3) 日本電機工業会規格 (J E M)
- (4) その他関係規格、基準等

(提出図書)

第10条 受注者は、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木工事編】(以下「ガイドライン」という。))を準用し、各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。)しなければならない。なお、ガイドライン中の「工事」は「業務」に、「特記仕様書・現場説明書」は「業務仕様書」に、「しゅん工」は「完了」にそれぞれ読み替えるものとする。

- 2 ガイドラインで特に記載が無い項目については、監督員と協議のうえ、提出するものとする。
- 3 受注者は、原則として業務写真は電子納品するものとする。ただし、着手前及び完成写真に限り、電子及び紙の両方の媒体で納品しなければならない。
- 4 受注者は、都合により電子納品できないときは、監督員と協議のうえ、すべての書類又は図面のみを紙納品することができる。
- 5 受注者は1項に定める電子成果品(正・副2部)のほか、次に掲げる図書を電子データ及び紙媒体により指定期日までに提出しなければならない。ただし、監督員が特に認めた場合はこの限りでない。

- (1) 業務計画書 契約後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に 1部
 - ア 業務概要 イ 実施方針
 - ウ 作業方法 エ 業務工程
 - オ 業務組織計画 カ 主要機械器具
 - キ 成果品の内容、部数 ク 使用する主な図書及び基準
 - ケ 連絡体制(緊急時含む) コ その他
- (2) 業務成果報告書 業務完了検査請求日まで 2部

なお、点検記録は、別紙「弁室調査(点検)記録表」によるものとし、位置と弁室名を正確に反映した「管路概要図」を作成すること。また、点検及び調査記録をまとめた「調査日 内訳一覧表」を作成すること。

※「管路概要図」及び「調査日 内訳一覧表」は任意様式とする
- (3) 業務写真 //
- (4) 監督員が指示する図書 必要部数

(その他)

- 第11条 本業務に必要な点検器具及び工具類は、受注者の負担と責任において準備しなければならない。
- 2 本業務にあたり、軽微な修理部品については受注者の負担とする。
- 3 本業務は、受注者の責任において発注者の業務に支障のないよう行わなければならない。
- 4 受注者は、本業務の工程表作成に際し監督員と協議の上決定するものとする。
- 5 受注者は、本業務実施に際し監督員立会あるいは了解のもと作業を行わなければならない。
- 6 本業務に起因する故障が発生した場合は、受注者の責任と費用負担によって復旧処理しなければならない。
- 7 本業務実施中に故意又は過失によって他の設備及び第三者に損害を与えた場合は、すべて受注者の責任により補償しなければならない。
- 8 本業務により不良箇所が発見された場合、受注者は速やかに監督員に報告し、その処置について協議するものとする。ただし、軽微なものについては受注者の負担にて補修するものとする。
- 9 撤去品については、監督員が指示する場所に集めておくものとする。
- 10 本業務の交通誘導警備員(吉野川工業用水道と阿南工業用水道合算)は次のとおり見込んである。なお、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議するものとする。

必要日数	16日
交通誘導警備員B	32人

(業務の完了)

第12条 業務終了後、発注者の行う業務完了検査の合格をもって業務の完了とする。

弁室調査(点検)記録表

事業名	〇〇〇〇工業用水道		点検年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
管路名			弁室名	例:A-1等	
弁の名称	蝶形弁(φ〇〇〇mm)・仕切弁(幅〇〇〇mm)・空気弁(径〇〇〇mm)				
	メーカー名(〇〇〇)				
弁室形状	現場打、組立式等				
弁操作方向	正 ・ 逆				
マンホール形状	円形(φ〇〇〇mm)・各形(巾〇〇〇mm×長〇〇〇mm)				
弁室内状況	換気	有 ・ 無		酸素濃度	〇〇.〇%
	滞留水	水没 ・ 半水没 ・ 少量 ・ 無		排水時間	〇〇分
	清掃	有 ・ 無			
マンホール状況	良 ・ クラック有 ・ 路面との段差(〇〇mm)・蓋がたつき有				
路面までの寸法	弁(〇〇〇mm) ・ 空気弁(〇〇〇mm) ・ ハルブキャップ(〇〇〇mm)				
空気弁種類及び補修弁状態	空気弁種類: <input type="checkbox"/> 双口空気弁 <input type="checkbox"/> 急速空気弁 <input type="checkbox"/> その他 開閉状態 : (開 ・ 閉)				
記 事					
<p>・点検時、特に記録したい事項</p> <p>例1: 弁体等の塗装・腐食・発錆の状況など。 例2: 人孔側部クラック有り。補修の有無、要検討など。</p>					

注) ・弁室内状況の滞留水、清掃の判断は弁体を基準とする。

・写真撮影(1箇所当たり)

- ① 着手前(外観の全体写真)
 - ② マンホール開(内部の状況)
 - ③ 作業及び点検状況(排水状況等)
 - ④ 作業後状況(排水後・清掃後の状況)
 - ⑤ マンホール枠清掃後
 - ⑥ マンホール閉(完了)
 - ⑦ その他安全対策等
- ※ 排水時の排水先がわかるように撮影すること。